

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第38条第1項	駐車場利用の決定の取消し	建築住宅課

盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第38条第1項各号のいずれかに該当する場合は、駐車場利用の決定を取り消すことができる。

- （1）不正の行為により利用の決定を受けたとき。
- （2）利用料を3月以上滞納したとき。
- （3）駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
- （4）正当な理由によらないで15日以上駐車場を利用しないとき。
- （5）盛岡市コミュニティ住宅条例第33条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- （6）盛岡市コミュニティ住宅条例第23条及び第24条の規定並びに第39条において準用する第25条から第28条までの規定に違反したとき。
- （7）前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。